令和4年第7回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 7 月20日(水) 13時30分~14時10分

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員

(14名)

会長 16番 中 川 和 則

会長職務代理者 15番 佐々木 昭 英

委員 2番 佐々木 達 也

委員 3番 高 橋 かおる

委員 4番 白澤 克美

委員 5番 熊 谷 洋 司

委員 6番 川 村 良 道

委員 7番 川 村 和 男

委員 8番 佐々木 博

委員 9番 星 川 忠 博

委員 10番 藤 原 幸 藏

委員 12番 高 原 弘 明

委員 13番 阿 部 江利子

委員 14番 白 澤 和 実

(欠席委員) 1番 金 子 忠 博

(欠席委員) 11番 佐 藤 俊 孝

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議録書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 専決処理事項報告について

日程第7 報告第3号 転用許可等不要農地の現状変更届出について

日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否

決定について

日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する

許否決定について

日程第10 議案第3号 農地法の適用外証明願いに対する許否決定について

日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可

申請に対する意見決定について

日程第12 議案第5号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

日程第13 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第14 議案第7号 令和3年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について

5 説明員

農業委員会事務局

 事務局長
 鎌
 田
 順
 子

 主任主事
 藤
 原
 佳芳里

主事 鈴 森 玲 香 (産業観光課主事併任)

6 会議の概要

議長

それでは、会議に先立ちまして皆様にはお知らせしておきます。

5月1日よりクールビズを実施しておりますので、暑い場合は上着等脱いでも結構でございます。

また、本日の総会にあたって事前に議案書等送付しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、議案の朗読は、表題のみとし、時間を短縮して行いたいと思います。

また、質問や意見、討論等発言の際は、挙手により、発言の意思表示をお願いいたします。また、発言を許された方は、議席番号と氏名を述べた上で発言くださるようお願い申し上げます。

本日の出席委員は14名であります。定足数には達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、1番、金子忠博委員、11番、佐藤俊孝委員が欠席する旨の連絡が ありましたので、お知らせしておきます。

ただいまから、令和4年第7回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしてる日程に従いまして進めたいと 思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしとのことで、日程に従いまして進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、当職より指名すること にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でありますので、それでは当職より指名いたします。2 番、佐々木達也委員、3番、高橋かおる委員、4番白澤克美委員にお願いいたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でありますので、それでは当職より指名いたします。農業 委員会事務局の鈴森玲香主事にお願いいたします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でありますので、それでは本日1日と決します。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙より報告いたします。

順を追って読ませていただきます。6月30日、矢巾町都市計画審議会が開催されております。出席者は私で、場所は矢巾町公民館となっております。同じく30日に農業会議定時総会がありましてこれも私が出席して、岩手県産業会館で実施されております。

7月に入りまして、6日、臨時農業委員会運営委員会が開催されております。5役と佐藤俊孝委員と事務局で、矢巾町役場農業委員会事務局内で行われております。

14日農地転用現地調査ということで、出席者が熊谷洋司委員、藤原幸藏委員、事務局というふうになっておりまして、場所は以下のような場所で、現地調査ということを実施されております。

同じく14日に婚活ネットワーク役員会議ということで、私と川村和男委員が出席しております。矢巾町役場内で開催されております。

同じく14日、あっせん会議ということで、5役と事務局、これも矢巾町 役場内で行われております。

15日、岩手中央農協振興協議会の総会が、行われまして私が出席しております。これは盛岡の、メトロポリタンニューウイングで実施されました。

20日になりまして、本日、農地パトロール出発式、私含め、農業委員12名と矢巾町役場玄関前で実施された出発式、もしくは現場に行って農地のパトロールということを実施しております。そして同じく20日、今回の令和4年第7回農業委員会総会が実施されております。

以上でございますが、何か質疑ございますか。

この業務の経過報告の概要ですけれども、6月30日の矢巾町都市計画審議会ということで私が出席しておりますが、中身としては、また新たに矢巾町内の都市計画の場所とかこれからのことについての内容でご説明がございました。

それと同じく30日の農業会議定時総会ということで、新しい役員さん等 の改正がございました。

そういった方々の紹介と、あとは収支決算の報告等がございました。

そのほかのところでは、7月15日の岩手中央農協振興協議会の総会におかれましても、収支決算と一部規定の変更ということで、役員がおるわけですけども、役員さんが兼務するという内容がございまして、そういった報告でございました。

以上でございます。中身については私だけのところですけれども、簡単 にわかりやすいく一応報告だけさせていただきます。

質疑がないようですので、次に進みます。

日程第5、報告第1号農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。 議題については事務局より朗読させます。

事務局 (報告第1号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第1号について補足説明させていただきます。

番号1につきましては、 $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 氏の所有農地を $\blacksquare \blacksquare \blacksquare$ 氏が相続したものとなっております。相続した農地の一部につきましては共有名義となっていることから、持分2分の1を $\blacksquare \blacksquare$ 氏が所有されていたため、 $\blacksquare \blacksquare$ 氏も2分の1を相続したものとなっております。

続きまして番号3番につきましては、所有者さんが千葉県に在住という ことになっておりますが、こちらの農地につきましては、町内の耕作者に 相対で貸借しているため、耕作放棄にはつながらないものと考えておりま す。

ページをめくっていただきまして2ページ目にあります番号4番と6番の農地につきましては、市街化区域内の農地になります。一部農地転用の手続きが済んでいる土地もあることから、新しい所有者さんのお2人には適正な手続きを促したいと思っております。

事務局以上でございます。

議長それでは質疑がありましたら、挙手願います。

白澤和実委員はい、議長。

議長 はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員 14番、白澤です。1番の方、なんでこれ2つあるのか、理由を教えてください。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 14番、白澤和実委員さんのご質問にお答えいたします。●●●●氏の相 続した農地につきまして、相続したということで農地の所有権の移転がご

がいますが、所有権を相続した農地にもともと賃貸借が結ばれているため、賃貸借権自体も相続するという形になっておりますので、所有権と賃貸借2件の権利を取得したということで、2つ記載しております。以上で

ございます。

議長よろしいですか。

白澤和実委員はい。わかりました。

議長ほか、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長質疑なしと認めます。

それでは次に進みます。

日程第6、報告第2号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第2号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第2号について補足説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、市街化区域内農地の農地転用であり、隣接する宅地部分と合わせて共同住宅建設のため農地転用の届出を提出いただいております。宅地の所有権は親族の●氏に贈与するものとなっております。以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。質疑ご ざいませんか。

(「なし」の声あり)

議長それでは質疑なしと認めます。では、次に進みます。

日程第7、報告第3号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、 を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (報告第3号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、報告第3号についての補足説明をさせていただきます。

現状変更につきましては、農地について農業用施設に供する2アール未満の農地転用や、盛土等により田から畑へ地目を変更する際に、農業委員会に届け出るものとなっております。施工に際しては、今回のように総会で報告するものとなっております。

今回の案件につきましては、湿田のため耕作しにくい農地になっており、改善ため、嵩上げ工事を行い、今後も田として利用する予定となっております。以上でございます。

議長それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

高原弘明委員はい、議長。

議長 はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員

12番、高原でございます。何点か質問したいわけなんです。

その中で、この案件につきましては、7月の4日に佐々木博委員のほうから連絡がございまして、「この対象土地に重機が入っている。」と。更には厚い板、「鋼板が敷かれている、これは何だろう。」と。「ここの場所の所有者及びその対象地域が煙山地域なのか白沢地域なのか、その目的なども知っておりますか。」という照会がありまして、ちょっと私もその時、麦後の刈取り後の二毛作大豆の播種のために作業を行っていたものですから、お昼の休憩時間を利用してその現場を見に行きました。

そうしましたら、案の定そういう形になっておったということで、早速情報を収集したわけなんですが、まず一つ考えられたのは、直接農業委員会の事務局に聞けばよかったんですが、同じそこの隣組班におりましたので、この多面的機能の活用交付金等を利用しておるのじゃないかなということで、多面的機能の事務局である方に照会しに行ったんです。こういうことがあるのか、と。というのは、すぐそばに側溝がありまして、昔からの土側溝の素掘り側溝で、そこをやっぱり非常に湿田だということで改良するためにこの側溝を入れた経緯もありまして、そのためそちらのほうで動いているのじゃないかなと思って確認しに行ったら、そうじゃない、ということでございました。

それで所有者とかそういったものについても確認は取れたのですが、その旨で一応、佐々木委員に報告して、あとはちょっと私はその当日は動けないから佐々木委員で動いてくれないかということでお願いはしたわけでございます。その後、佐々木委員のほうから、これにつきましては現状変更だと。土地の嵩上げによる湿田の場所を改良するために行っているのだということでございました。

しかしながらその後7月10日に、前農業委員でございましたし現在も鹿妻の理事を行っている●●●さんから、「あれ、あそこの場所、農地以外にするんですか。」と。「水栓の変更とかそういうものについては何も来てない、鹿妻のほうには何も来ていない。」と照会がございました。

更には翌日7月11日には、同じ白沢地域の●●●●議員からも「あまりにも嵩上げしすぎるんじゃないか。」と。別な意味合いがあるのじゃないか、ということと、今回の盛土の中で何も立札が立っていなかったというので、普通こういう大規模な盛土でも許認可じゃないでしょうから、届出でしょうから立札も何もいらないのでしょうけども、付近の住民も何が起きてるかわからない、と。

例えば立札が立っていれば、こういうことやってるんだなというのもわかるし、それと何よりも私は白沢のほうを見ているわけなんですが、今回この案件につきましては何の連絡も来なかったということから始まりまして、やっぱり不信感が非常にあるということもありまして、そういったことでちょっと何点か質問はさせていただきたいと思います。

高原弘明委員

1つは、何と言いますか、農業委員として私も地域の農地をパトロール、違反転用も含めて見て回ってるんですが、この情報の共有化がなされていないんじゃないかいう、ちょっと不信感がございまして、その辺のところはどうなってるのかという部分でございます。

しかしながら、私が確認したのが7月の8日、すでに始まっているんじゃないのか、と。そういうところで、この辺のところはどうなっているのかと。つまり、許認可というんですか、届出の受理をして、その作業をするいとまがなかったのか、どこがどうなっているのかっていうのを、2点目に聞きたいです。

それから3点目でございますが、本日の午前中のパトロールで見ては来ましたが、この隣接住民とか、それとこれは県道、農免道と接する土地でございます。そこの土地も現状変更しておるわけですよ。そうすると、そういう利害関係者及び隣接住民、更には県道の道路管理者と町道もありますので町道の関係者とも、これ事前協議、そういったものが行われているのかどうなのか。当然、現状変更しているので、最終的には評価委員会1回をされるものと私は解しておりますが、そういったところがどうなっているのかというところです。

それから4点目でございますが、当然、嵩上げをするということになりますと、事務局のほうに嵩上げに対する設計書みたいなものが多分出されていると思います。そういたしますと、その辺のところの受理される段階で、そういったものがやられておるんだな、というのをちょっと教えていただきたい、と。なぜならば、本日も行ってみたんですが、付近の道路より田んぼの方が高い。そうするとどうなるのかというと、例えばネズミ山とかなんかで畔が壊れたと言ったときに、隣のちょうど道路に、この田んぼの水が流れ出してしまうんじゃないかと。確かに進入路は県道と同じラインしたいっていう思いはあるんでしょうけども、その辺のところがちょっと心配だと。むしろあんなに道路より上に田んぼの底面があるということは、逆に言えば、町道とか隣接する住民の進入道路との間に土側溝なり排水対策、そういったものをやらせるべきじゃないのかと。そうじゃないと、あれは道路に水が流れ込みますよという心配が、懸念がございます。その辺のところはどうなっているのかが5点目でございます。

そして最後ですが、あれは県道と同じレベルの状態にしております。ですから、何か意図的に、農地以外に転用するのではないかと。言い換えれば、何かそういう目的で最初からああいう形で嵩上げしているのではないかという懸念がされます。そういう恐れがないのか、この6点、ご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長事務局さん、お願いします。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。

図面のほう、今回のような事案についての情報の共有化につきましては、このようなことがないように今後はこのような事案があり次第、農業委員さんのほうにご報告できるように体制を整えたいと思います。

2点目のご質問につきまして、工事着手日につきましては令和4年8月1日になっているがどうなっているかということにつきましては、実際にこのような工事を行いたいと届出自体は6月28日に出ておりまして、その届出自体を受理しましたという届出については7月4日にご本人様等にお渡ししております。

工事の着手日については、あくまでも計画とはなっておりますが、受理した日として8月1日であったため、それより先に工事をするということはあまりよくないことだと思いますので、今後指導していきたいと思います。3点目の農地に隣接する県道と町道につきまして、また隣接する農地につきまして事前協議が行われているかにつきましては、実際に工事を行っている業者さん、また届出者につきましてご連絡を取りまして、未協議の場合はこれからになってもいいので協議するよう指導したいと思いま

また、4点目の、今回の嵩上げについて資料的なものがなかったのかと いうことにつきましては、現状変更届出と指導要綱のほうに提出資料があ りまして、見取図、計画平面図はありますが、農地転用のような詳細な計 画図までは出していただいていないような状態でございました。簡易的 な、あくまでも農地を改良するとか、農地を畑化するというところで、も うちょっと農地としての使用が主な内容となっておりましたので、簡易的 な資料のみを提出いただいていた状態でございます。また、5点目の今回 の嵩上げ工事によりまして水の流れ等の塞き止めが起こることにつきまし て、土側溝などの対策を取らなければいけないのではないか現状確認した ところ、対策が必要じゃないかということにつきましては、今回の業者、 施工している業者さん及び届出者についてご連絡を取りまして、指導して いきたいと思います。また、6点目のご質問、県道と高さが同じなので、 ほかの目的に供されるのではないかという心配につきましては、同じく現 状変更届出の指導要綱の中の第5条につきまして、「会長は届出があった 事案について他の目的に転用されることがないように常に当該土地につい て監視及び指導するものとする| 旨の規定がございますので、今回挙げて いただいた現状変更農地につきまして、農地以外の目的に届出や許可なし に行うようなことがあれば、農業委員さんのほうからご連絡いただけれ ば、事務局として所有者さんであったり、業者さん等に指導していきたい と思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

よろしいですか。

高原弘明委員

はい。

議長

ほかに質疑、ございますか。

高原弘明委員はい、議長。

議長 はい、12番、高原弘明委員。

高原弘明委員 12番、高原です。

高原弘明委員だいたいのところについては理解はしたわけでございますが、いずれ一

番最初のところの、農業委員と事務局については一心同体でやっていかなければならないので、情報の共有化については怠りなくやっていただきた

いと。よろしくお願いします。希望です。

議長 ご意見ありがとうございます。ほか、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長それでは質疑なしと認めます。

次に進みます。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、は農地法第3条に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声でございますので、一括して議題といたします。

それでは、日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移 転許可申請に対する許否決定について、日程第9、議案第2号、農地法第 3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を 議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第1号及び第2号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。

まず議案第1号の案件につきまして、事前に送付したナンバー1の農地 法第3条調査書をご覧いただければと思います。

赤い番号ナンバー1の調査書をご覧いただければと思います。また、お手元の別添農地法第3条調査書をご覧いただければと思います。3条許可要件が記載されております。番号1番から5番につきまして、これにより、農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

番号1番、こちらの案件につきましては、●●氏が相続により所有した 農地につきまして耕作ができないため佐藤氏に売買するものとなっており ます。

続きまして、議案第2号の3条使用貸借権設定許可申請について補足説明させていただきます。同じく事前に送付した第3条の調査書ナンバー2をご覧いただければと思います。お手元の別添農地法第3条調査書に3条許可要件が記載されております。番号1番から5番につきまして、これにより農地法第3条第2項各号に該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

こちらの案件につきまして、●氏が●●氏の耕作地について、現在も耕作をお手伝いしている状態ではありますが、農地の一部を使用貸借し、将来、後継ぎになる●氏に一部経営移譲のような形をとるように使用貸借するものでございます。以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。

12番、高原弘明委員。

高原弘明委員

12番、高原です。議案第2号の件ですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

経営移譲するにあたって、使用貸借ということになる場合なんですが、 この場合は親族、この●●●さんのは同じ場所ですので、ご親族というこ とでいいんですよね。その場合にそうすると使用貸借の部分で賃借権です か、お金は発生しないということで見てよろしいでしょうか。確認したい です。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

12番、高原委員のご質問にお答えいたします。

確認がありましたとおり、●氏と●●●氏はご家族、同居家族でございまして、ご親族のため使用貸借という形で今回申請いただいております。 以上でございます。

議長

よろしいですか。それでは、ほか質疑ございますか。

白澤和実委員

はい、議長。

議長

はい、14番、白澤和実委員。

白澤和実委員

14番、白澤です。

議案第2号、最後の摘要欄、息子さんでありながら畦畔管理は別なんですか。別に書いてあるので、なぜこれを書いたのか。息子さんであれば、書かなくても問題ないような気がするのですが。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

14番、白澤和実委員のご質問にお答えいたします。

ご親族ですので、今後も協力しながら耕作するような形となっておりますが、●氏が今回使用貸借という形で農地を借りられるということになりますので、責任としては●氏のほうで畦畔を管理するという形で記載いたしましたが、ご親族であり使用貸借であるということで、今後記載が不要ということであれば、今後は記載はいたしません。以上でございます。

議長

よろしいですか。

白澤和実委員

私、使用貸借であって、賃借料が発生しないので不要ではないかと思います。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

14番、白澤和実委員のご意見にお答えいたします。今後は、摘要欄に使用貸借の場合は記載しないようにいたします。以上でございます。

議長

よろしいですか。ほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙 手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは討論なしと認めます。

それでは挙手により表決に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許 否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。次に進みます。

皆様にお諮りいたします。

日程第10、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声でございますので、一括して議題といたします。

それでは日程第10、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第11、議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第3号及び第4号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局 はい、議長。 議長 はい、事務局。

事務局 事務局より、補足説明させていただきます。

7ページ目、議案第3号につきまして補足説明させていただきます。

事務局

こちらの案件につきましては、役場北東側約1.8キロメートルに位置しております。市街化調整区域内農地であり、農地の中に宅地が点在している場所でございます。今回、隣接農地が圃場整備することに伴い、宅地として利用していた部分が農地であることが判明したので、今回、適用外証明願いが提出されたものでございます。

続きまして、議案第4号について補足説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、北西側約3.2キロメートルに位置し、北側は町道広宮沢線に隣接しております。こちらも市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。耕作放棄地化している隣接農地につきまして、宅地に転用し、庭として使用するため、今回申請に至ったものでございます。以上でございます。

議長

それでは7月14日に農地転用現地調査を行った農業委員より、調査結果 を報告願います。5番、熊谷洋司委員、よろしくお願いします。

熊谷洋司委員

5番、熊谷です。

7月14日に藤原幸藏委員と熊谷と2名で現地調査に行ってきました。適用外証明現地調査の報告ということで、意見としては、当該土地は、昭和52年以前から宅地の一部として使用されていた。この度、隣接農地の圃場整備のため、地目を確認したところ、農地であることが判明しました。当該農地は、今回の圃場整備からは除外されている。庭木が植栽されており、農地へ復旧することは困難であることから、農地法の適用外を証明するにあたり、やむを得ないと判断する。

次に農地転用現地調査ということで、広宮沢の案件ですが、意見として、申請農地に隣接する宅地は、数年前に火事により住宅が焼失した場所であり、その後、非農家である所有者が土地を購入し、住宅を建設した。当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地ではない。また、地目は田であるが、用水が引き込めず、また、面積も120平方メートルと狭小であることから、転用はやむを得ないと判断する。現地敷地内に電柱があり、耕作には不向きな土地でありました。以上です。

はい。ありがとうございます。そのほか、説明がありましたらお願いいたします。10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

10番、藤原です。

まず最初の適用外証明現地調査記録ナンバー3のほうですけども、当該 農地はですね、今回矢次地区約31町歩の基盤整備事業に伴い換地測量しま した。その際に、この申請位置が除外されたということであります。現地 を見まして、熊谷委員の方からありましたけども、庭木が植えてありまし て小さい小屋がありました。基礎は打っていませんけども、小さい自転車 小屋のようなものでしたけれども、いずれここを田んぼにするのは不可能 ということで、やむを得ないと判断いたしました。

次に広宮沢のほうは、三角の地形で狭いし、一番の問題は水を引けないという状態で、しかも草丈が1メートル以上もあって、あのままでは耕作放棄地になってしまうということで、これもまたやむを得ないと判断をいたしました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、質疑に入らせていただきます。質疑がありましたら挙手願います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願いま す。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入りま す。

議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可 する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長

挙手多数ですので、許可することに決します。

次に進みます。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手多数(全員))

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。

次に進みます。

日程第12、議案第5号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局

(議案第5号 朗読)

議長

補足説明を許します。

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

事務局より補足説明させていただきます。

議案第5号につきまして、番号1番につきましては施行期間を延ばす、延長するもの、となっております。そのほかの概要の変更はございません。

番号2番につきましては、砂利採取の通路として使用する予定としていた農地につきまして、隣接地の工期が延びたため、隣接地と一体として砂利採取する計画に変更するものです。変更後も保安距離を取り、隣接農地への影響を最小限にするような計画となっております。以上でございます。

議長

それでは、7月14日に農地転用現地調査を行った農業委員より結果報告をお願いいたします。12番、熊谷洋司委員、お願いします。

熊谷洋司委員

12番、熊谷です。

まず1-1号なんですが、意見といたしまして、当該農地は令和2年10月30日に一時転用の許可を得ており、砂利採取用地としての一時転用は妥当である。砂利採取により、隣接する水田の保水への影響や泥水の排水による排水路への土砂の堆積及び農作業への支障並びに道路への土砂の流出が懸念されることから、工事の施行方法に万全の対策を期すよう指示した。秋の収穫時期は、農耕車に配慮するように指示した。また、砂利採取作業に際し安全を徹底するとともに、工事車両の安全運行に関しても強く要望した。

次の1-2ですが、1-1と同じなのですが、当該農地は、令和4年3月22日に一時転用の許可を得ており、砂利採取用地としての一時転用は妥当である。以下はまた同じなんですけれども、砂利採取により、隣接する水田の保水への影響や泥水の排水による排水路への土砂の堆積及び農作業への支障並びに道路への土砂の流出が懸念されることから、工事の施行方法に万全の対策を期すよう指示した。秋の収穫時期は農耕車に配慮するよう指示した。また、砂利採取作業に際し安全を徹底するとともに、工事車両の安全運行に関しても強く要望した。以上でございます。

議長

ありがとうございます。ほかに、補足説明がありましたらお願いしたいいたします。10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員

ありません。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がございましたら挙手願います。質疑ご ざいませんか。 (「なし」の声あり)

議長
それでは質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、

挙手願います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。

議案第5号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長挙手多数ですので、許可相当として意見することに決します。

それでは、次に進みます。

日程第13、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題については、事務局より朗読させます。

事務局 (議案第6号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局はい、議長。

議長はい、事務局。

事務局 事務局より、補足説明させていただきます。

こちらの案件につきましては、昨年末より貸借の手続きを進めていた案件でございます。この度、●●●●さんが農地の相続の登記が完了したために、正式に貸借を結ぶものとなっております。以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。質疑がありましたら、挙手願います。質疑 ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願い

ます。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長それでは、討論なしと認めます。

挙手により表決に入ります。

議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であることとして意見することに決します。

次に進みます。

日程第14、議案第7号、令和3年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、を議題とします。議題については、事務局に朗読させます。

事務局 (議案第7号 朗読)

議長補足説明を許します。

事務局 議案第7号について、補足説明させていただきます。

ございます。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質疑がありましたら、挙手願

います。質疑ございませんか。

藤原幸藏委員はい、議長。

議長 はい、10番、藤原幸藏委員。

藤原幸藏委員 10番、藤原です。

根拠などを送ってもらった資料にですね、農林業センサスというのがあるんですけども、これは何年ごとに公表されるんですか。

事務局はい、議長。

藤原幸藏委員

議長はい、事務局。

事務局 10番、藤原委員のご質問にお答えいたします。農林業センサスについて

は、5年ごとに調査しているものでございます。以上でございます。

はい。その辺はわかりましたけども、今回の総農家戸数が679で就業者数がその右の816になってるんですけども、これは5年間でですね、矢巾町で185戸、5年間で185戸の農家が辞めたっていうことなんですね。非常に大きい問題かな、と。これはもう質問とかではなく意見なんですけども、大変な農家の人たちが辞めているなと。正式な、ここには農業者数のほうは2015年の数値なのでそのままここに書いたと思うんですけども、農家戸数が減っているってことは就業者もぐっと減るっていうことですので、そのことだけ感じたところだけお話します。

もう一つです。これは今日パトロールにも行ったんですけども、その中で、3年度のパトロール結果で、遊休農地に関する措置に関する評価というところで、活動実績の農地の利用意向調査というのがあるんですけども、ここのページ数はちょっとあれですけども86筆7.7へクタールと書いてあるんですけども、これはPRのできる政策なんです。これはもう本当にその意向調査、去年の資料はあの一覧で後ろにずっと載せてあるいいんですよ、ずっとこうというふうに。非常に良い政策なので、今回も今日の農地パトロール、普段もそのパトロール活動を、最適化活動で皆さんパトロールしてるわけですよ。そして上がってきたものを、こういうふうに生かさないと、無駄な活動になるということで、ぜひこれはやってもらいたい、ということで私の意見です。

議長 はい、わかりました。ほか、質疑がございましたら。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら、挙手願い

ます。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入りたいと思います。

議案第7号、令和3年度矢巾町農業委員会活動の点検・評価について、

承認する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数(全員))

議長挙手多数ですので、承認することに決します。

以上で、議事の全てを終了いたしましたので、総会は閉会といたしま す。皆様大変お疲れ様でございました。

(終了 14:10)

以上は、令和4年7月20日、矢巾町役場大会議室において開催された、令和4年第7回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議	長	会	長				
議事録署名人			番				
議事録署	名人		番				
議事録署	名人		番				